

土木森林環境委員会会議録

日時 平成21年3月5日(木) 開会時間 午前10時07分
閉会時間 午後3時20分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 山下 政樹
副委員長 堀内 富久
委員 深沢登志夫 皆川 巖 鈴木 幹夫 樋口 雄一
白壁 賢一 仁ノ平尚子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部長 戸島 義人 林務長 千野 博 森林環境部理事 橘田 和正
森林環境部次長 長山 勝典 森林環境部次長 宮下 正範
森林環境部技監 前山 堅二 森林環境部参事 石山 利男
森林環境総務課長 宮島 茂 環境創造課長 渡邊 洋平
大気水質保全課長 森沢 敬 環境整備課長 橘田 恭
廃棄物不法投棄対策室長 時田 寛幸 みどり自然課長 望月 洋一
森林整備課長 岩下 正孝 林業振興課長 馬場 敏郎 県有林課長 杉村 直英
治山林道課長 深沢 武

議題 (付託案件)

第20号 山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例中改正の件
第46号 林道事業施行に伴う市町村負担の件
請願第20-11号 気候を保護する法制定について意見書の提出を求めることについて

(調査依頼案件)

第25号 平成21年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会
関係のもの及び第3条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの
第26号 平成21年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算
第35号 平成21年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査
依頼案件については、いずれも原案に賛成すべきものと決定した。
また、請願第20-11号については、継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時7分から午後3時20分まで森林環境部関係(午前11時29分
から午後1時8分まで、午後1時29分から午後1時53分まで、午後2時1
7分から午後2時38分まで休憩をはさんだ)の審査を行った。
明野廃棄物最終処分場の経営見通しについて、3月10日午前10時に、財
団法人山梨県環境整備事業団の風間理事長及び山本副理事長を参考人として招
致することとし、明野廃棄物最終処分場に関する所管事項審査については、参
考人招致後に再度、委員会を開き、行うこととした。

主な質疑等 森林環境部

第25号 平成21年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

第26号 平成21年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

第35号 平成21年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

第20号 山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第46号 林道事業施行に伴う市町村負担の件

質疑

白壁委員

もともこのようなものはありましたよね。ただ、新たなものにつくりかえた、もしくは率を変えたんでしょうか。例えば林道を整備するとき、その所在市町村にも負担を求めながらとかやっていたと思うんですけども、それを新たなものに変えたということでしょうか。

深沢治山林道課長 新たなものではございません。毎年度、事業を起こす前に、市町村に毎年度の負担を求めています。

白壁委員 了解しました。率が変わるわけではないですね。

深沢治山林道課長 毎年度、率は同じでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第20-11号 気候を保護する法制定について意見書の提出を求めることについて

意見

鈴木委員 これは前回、12月定例会で審査しているわけですがけれども、それ以降、何ら変化がないということで、継続審査でよろしいのではないかと思います。

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

(休 憩)

所管事項

(明野廃棄物最終処分場について)

白壁委員 明野処分場の件についてご質問したいと思います。12月の委員会の中でも質問させていただきました。その中で御答弁いただいたところによりますと、予定の23万トンクリアできると。そして、単価についても、妥当であるが、これからいろいろ調査もしながらということでありました。いま一度、ここでお聞きしたいと思います。23万トンの処理量の根拠をお示しいただければと思います。

橋田環境整備課長 受入廃棄物量の23万トンの根拠という御質問でございます。これは、平成15、16、17、18年と産業廃棄物の実態調査をしているわけでありまして、その中の15年から18年の実績の数値をもとに推計をいたしまして、試算をしている数字でございます。

白壁委員 これは確認事項であります。実質的な事業としては5.5年ということだったと思いますが、これによろしいでしょうか。

橋田環境整備課長 そのとおりでございます。埋め立て期間は5.5年でございます。

白壁委員 この事業に対しての県の補助金、国の補助金、市町村の分担金等々あったと思うんですが、これも本会議の中で示されましたが、改めて県のかかわりを確認したいと思いますので、金額をお示しいただきたいと思います。

橘田環境整備課長 財政支援につきましては、まず建設費の補助金といたしまして、国から4億4,100万円の補助金が出ております。県の補助金といたしまして、19億9,400万円の建設費の補助金を出しているところでございます。あとは19年度末でございますけれども、建設資金として14億4,000万円の無利子貸付を県から行ってあります。また、事業団が金融機関から資金を調達してありますので、その借り入れに対します約28億1,000万円の債務保証を行っているところでございます。

白壁委員 無利子貸付は、今回予算の中にもここに出ておりました。最終処分場整備資金貸付ということで、歳入現金からも出すこと自体が私からすると違和感を覚えるわけでありますが、いずれにしても、たしか山梨県は臨財債をあわせて1兆円の借金とまで言いませんが、いわゆる借入起債があると思います。県も無利子で国から借りているわけではないんです。ということは歳計現金の中から出すということは、1つのいわゆる総体的な予算の中といたしますか、お金の中から出すわけですから、例えば3%、25年借りますと倍近くなる。恐ろしい金額になるわけですが、無利子で貸し付ける根拠をお示しいただければと思います。

橘田環境整備課長 県からの無利子貸付金につきましては、明野の処分場の建設費用を事業団が市中銀行から借り入れているわけでございますけれども、その経費を軽減するために貸し付けているところでございます。

当初は、日本政策投資銀行の無利子融資制度がございまして、それを活用して建設をする予定でありましたけれども、平成16年度でこの制度が廃止されてしまったことございまして、建設費総額の2分の1について県から無利子貸付を行うという状況で今現在に至っているところでございます。

白壁委員 何回も言いますけれども、県はお金を借り入れながら運営しているわけでありまして、どこかから違うお金を持ってくるんだと話は別でしょうけれども、金利を払いながらやっているわけです。本来から言うと、この金利についてもということでありまして、その辺は置いておきましょう。

債務保証という話がありました。債務保証とはどういうことなんでしょうか。28億1,000万円の債務保証ということで、債務保証というのは、通常の一般会計の中にもありますが、万が一、何か事故が起きたときには、その支払いをいわゆる代位的に弁済するというとらえ方でよろしいでしょうか。

橘田環境整備課長 環境整備事業団が金融機関から借りている事業資金につきまして、金融機関が損失を受けた場合につきましては、その損失を補償するというものでございます。

白壁委員 ということは、例えばそこで過失的なものの何かの事故が起きたとか、もしくは、決してあってはならないことではしょうが、収入が減って支払いが滞ったとか、そういうときのその減については、やはり債務保証の対象になるのでしょうか。

橘田環境整備課長 金融機関から借りているものが返せなくなり損失を与えたということになれば、その損失を与えたものについては補償をするというのが債務負担行

為でございますので、その債務を補償していくということでございます。

白壁委員 素朴な質問で、過去の質問に戻るかもしれませんが、もう一度、5.5年に決めた経緯と根拠をお示しいただけたらと思います。

橘田環境整備課長 5.5年につきましては、長年の経緯にわたりまして地元といろいろな協議をしていた中で、地元とのお約束の中で5.5年。公害防止協定、これは県と地元北杜市、事業の実施主体であります環境整備事業団の3者で協定を結んでおりますけれども、その中で埋め立て期間は5.5年とするということで協定を結んでいるものでございます。

白壁委員 わかりました。実は、2月20日の金曜日、山日の紙面に「明野処分場搬入量見通し立たず」という新聞記事が掲載されておりました。すべてこの新聞が正しいとは言いませんが、我々からすると新聞をそのまま見てしまうわけです。その中に、廃棄物の調査をした結果、安定5品目についての管理型と安定型のトン数が載っておりました。このような調査はされたんでしょうか。

橘田環境整備課長 環境整備事業団が、操業開始の前に営業活動を今、行っているところでございますけれども、その中で、県内の中間処理業者、約100社の中から、再資源化だけをやっていてごみが出ない業者が約30社ございますけれども、それを除いた69の中間処理業者に対して営業活動を行っている中で、聞き取りの調査を行ったということでございます。

白壁委員 いわゆる再資源化、リサイクルをやっている方々は抜かれたということですが、それをいつ調査して、そういうデータのものを県はお持ちなんでしょうか。

橘田環境整備課長 調査の時期につきましては、ことしの1月でございます。まずは中間処理業者から営業活動を始めたということがございますので、その中間処理業者のデータで1月現在のものを、今、取りまとめて、データは私どもの県のほうでも持っております。

白壁委員 新聞によりますと、管理型の処分場への持ち込みが1万5,000トン、安定型に持ち込まれる分が1万4,000トンということですが、この調査票がないので私にはよくわからないんですが、たしか前回、12月のときには、管理型に入れる分だけでもっと多かった気がするんですけども、いかがでしょうか。

橘田環境整備課長 今回の事業団の聞き取りによりますところは、12月議会のご議論もありまして、安定5品目が県外の安い処分場に行ってしまうのではないかと御指摘等もございましたので、まずは安定5品目の状況について調べたところでございます。その状況につきましては、69社の聞き取りをやった状況をもとに推計をしたところ、安定5品目が年間約2万9,000トン出ている。2万9,000トンの内訳としては、そのうちの1万4,000トンが安定型の処分場で処分されている。残りの1万5,000トンが管理型の処分場で処分されている状況がわかったということでございます。

白壁委員 安定5品目といいますと、前回の資料なんですけれども、料金表ですが、廃プラ、ゴムくず、金属、ガラス、がれき類ということですが、安定5品目とはこれでよろしいでしょうか。

橘田環境整備課長 はい。委員がおっしゃったとおり、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・陶磁器くず、がれき類の5品目でございます。

白壁委員 この新聞などを見ますと料金も調査したということが書いてあるんですが、もし調査した一覧表を委員会で要求できれば、そのほうがわかりやすいと思いますので、皆さんにお諮りいただければと思います。

山下委員長 そういう資料は提出いただくことはできますか。

橘田環境整備課長 はい。

山下委員長 では、日時はいつぐらいに提出できますか。

橘田環境整備課長 データ自体は原稿がございますので、少しお時間をいただければ用意をして、このお席へお持ちしたいと思います。

山下委員長 わかりました。では、少しお時間をいただいてもよろしいですか。

白壁委員 いいです。

山下委員長 では、お願いできますか。

橘田環境整備課長 はい。

山下委員長 あとはよろしいですか。

白壁委員 ここから先は細かい数字になる可能性があるのですが、できましたら休憩をいただいて、資料をお持ちいただければと思うんですが。

山下委員長 わかりました。
では、暫時休憩させていただきます。

(休 憩)

山下委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。提出されました資料について、まず執行部から説明を求めます。

橘田環境整備課長 お手元のA3の3枚の資料でございますけれども、説明をさせていただきます。これは県内の中間処理業者からの聞き取り調査状況ということで、1月末現在の状況でございます。1ページの表の上のほうに書いてありますけれども、安定5品目について調査をしたものであります。調査の対象者については、産業廃棄物の実態調査の対象者というのが、排出事業者が約2,000社、それから処理業者が約1,700社ということで、3,700社、約4,000社ということでございますけれども、そのうちの処分業者、中間

処理業者69社の状況を聞き取りしたものをここに載せてあるという状況でございます。

左のほうに番号が1番からずっと69番まで打ってありまして、これがそれぞれの個々の業者ということになります。表の真ん中から、左側が安定型の処分場へ持ち込まれている状況、右のほうは、管理型の処分場へ持ち込まれている状況でございます。例えば、2番の業者は混合廃棄物を年に8トン、委託先の県内の中間処理業者へやっています。その中間処理業者から、またどこかに持っていくという話になりますけれども、例えば次の3番の業者であれば、安定5品目の瓦れき類については、月に237トンを広島、大分の民間処分業者で埋め立てをしている。これはトンで、5,743円。それから同じ業者でございますけれども、石膏ボードについては、年に1トンを受知で埋め立てをしており、トン2万5,000円という状況でございます。また、27番の業者は廃プラスチック類を月に6トン、トン当たり3万1,400円で長野まで持っていっているとか、31番の業者であれば、月に6トンの廃プラスチックを福岡で埋め立てをしており、トン3万5,700円という状況が出ているところでございます。

空欄になっている業者につきましては、その状況を教えてくれなかったという業者であったり、あるいは空欄の業者から、この中に入っている業者のところへ持って行って、そこで中間処理をしてもらっているという状況がわかりましたから、ダブルカウントになっていけないということで除いたところが空欄になっているという状況でございます。

3ページをお願いいたします。このような聞き取りの状況をもとに、年間のどのくらいだというようなことを集計したのが、3ページの下の方にある小さな表でございます。出ているものが、立方であったり、トンであったりしますので、トン当たりに換算するために環境省に定められている比重計算をしたり、現場を見て、この廃棄物の比重はいくつということを見ながらやっていたということでございます。

下の表の状況を見ますと、左側が安定型処分場、右側が管理型処分場ということで、例えば廃プラスチック類であれば、合計で年に7,894トンが出ている。平均単価はトン当たり2万1,839円。料金の幅は1万円から3万5,700円。同じく廃プラスチック類でも、管理型で処分されているものは年に2,378トン。平均単価が2万6,160円。料金の幅は1万1,200円から4万1,100円となっております。その表の下の方に小さい表なんですけれども、合計で安定型に行っているのが、1万4,161トン、管理型が1万4,910トンということで、先ほどの2万9,000トンで、1万4,000トンと1万5,000トンということが推計できるということがわかったという表でございます。

白壁委員

委員長、ご配慮ありがとうございました。

見てもよくわからないんですけども、新聞を読みながら行きますと、当初3万トンぐらいの計画が2万9,000トンだと書いてあります。明野は管理型処分場ですが、その管理型処分場に入るものが、年当たり1万4,910トン。これは安定5品目なのでほかのものもあるんでしょうが、これを見ていきますと、この管理型に入るのがこれだけとなると、当初の計画と大分違う気がするわけですけども、この辺はどのようにとらえられておりますでしょうか。

橋田環境整備課長 廃棄物実態調査に基づき推計をして、今、計画をしている受け入れの見込

量は、安定5品目に限って言えば、年平均約3万トンを見込んでいるところでございます。一方、この聞き取りによる状況ですと2万9,000トンだったということでございます。ただ、その2万9,000トンのうち1万4,000トンは安定型で今現在、処分されている状況でございますけれども、安定型へ行っているものの中にも明野の処分場で設定している料金よりも高いものもございます。ごらんのとおり幅が結構、例えば廃プラといっても安定型で1万円から3万5,700円。私どもが明野で設定している料金は、廃プラスチック2万2,000円、がれき類でいけば5,743円から1万円、非飛散性が1万円から4万3,000円、混廃が1万900円から3万571円でありますけれども、確かに明野より安いものもあります。ただ、明野より高いものもございますので、この中で明野の料金に見合うものについては私どもの管理型の明野の処分場に受け入れが見込めるのではないかと考えています。

また、当初、がれき類ということで料金設定等はしてありますけれども、この表でごらんいただくように、がれき類そのものだと69社のうち3社しか出てきていません。3社というのは、3番と46番と53番の業者ですけれども、がれき類という中で、非飛散性のアスベストとか混合廃棄物がある程度の量見込めると考えているところでございます。

白壁委員

難しい表なのでよくわからずにまた聞きます。がれきというのは先ほどもありました。がれき類が一括してトンあたり1万9,000円、そのうち建設系混合廃棄物が2万5,000円、石綿含有廃棄物非飛散性が3万6,000円。23万トンのうち、多分、半分ぐらいがれきが占めていると思うんですけども、こういうとらえ方でよろしいでしょうか。

橘田環境整備課長

23万トン見込んでいるところで、がれきについては約11万5,000トンを見込んでおりますので、おおむね半分程度をがれき類ということで見込んでいる状況でございます。

白壁委員

この表を見てみますと、がれきとしてトン当たり7,000円。事業団でやっています明野の最終処分場は1万9,000円となっております。7,000円と1万9,000円ではだれが見ても7,000円のほうが安い。ただし、今、課長が言われますように、その下の部分、例えば、混廃のところを見ますと、年4,967トン、平均2万436円となっております。この辺が根拠の中で金額的に妥当な線というか、これをつじつまが合うように考えられているのでしょうか。

橘田環境整備課長

混廃の金額につきましては、安定型へ行っているものは1万900円から3万571円ということもございます。非飛散性アスベストについては、安定型へ行っている中でも4万3,000円までの幅があるという状況でございますので、料金的にも、管理型の料金については妥当。それから、安定型の料金につきましても幅がありますので、明野と十分勝負ができる金額のものがあると考えております。

白壁委員

もう一度、聞きます。平均単価の出し方はどういう出し方をしているのでしょうか。

橘田環境整備課長

平均単価につきましては、それぞれ個別に料金と量を掛けまして、割って

おります。

白壁委員

今、単純に概算でやってみましても、多分、これも中間をとったわけではなくて、料金と量を出して、その金額の平均値を出したんだろうなと思っていました。その中で、例えば安定型の処分場に入れている分を、この金額と今、我々の持っている処分場の金額で考えていっても、安定型のほうが間違いなく安いわけなんです。もっと極端に言いますと、管理型の処分場でも、混廃で言いますと2万5,000円に対して2万436円という数字が出ています。管理型処分場というところの表の下の欄を見ていただきますと、年間トン数4,967、これが一番多いわけですが、そこで平均単価2万436円。

明野の料金表を見ますと、混廃系は2万5,000円という形になっています。ですから、基本的に管理型の処分場であってもまだ高いんです。一番数量の多いところを言っています。がれきになりますと、年184トンで、明野の処分場は1万9,000円に対して平均7,000円なんです。ただ、これは数量が少ないんです。どういうとらえ方か、調査の仕方によって違いますので、であればその下の混廃のところを見てみまして、1万1,000円から5万7,692円。一番高いところをとりますとこちらのほうが高いということですが、平均単価を出した算出方法が妥当なんです。その平均単価を出した妥当な単価で計算をしていきますと、まだ管理型でも高い。なおかつ平均単価という妥当な金額を数量に掛けていきますと、今度は安定型処分場に逃げてしまうんです。

ただ、安定型処分場の中で、マニフェストの違反とか、廃棄物処理法の違法行為をしていて、素掘りのところへどんどんやっているなんていうところがもしあったとしたら、こちらへ持ってこなければならぬんですが、今は原因者が処罰されます。ということは、例えば建設業者がいました。そこで解体しました。それを収集運搬業者に委託します。収集運搬業者は保管の免許を持っていれば保管します。そこから今度、中間処理業者に行きます。中間処理業者はそこで例えば粉碎をしたり、圧縮をしたりして、最終処分場に運搬します。この一番もととなっている原因者が今度、訴えられますから、原因者が処理業者にその先、どこで処理しているかしっかり現地調査をしたいと言ったら、法律的に連れていかなければならぬし、見せなければならぬことになっているんです。ですから、もとの業者、解体業者であろうが、工場の廃棄物を出すような業者さんでも、それは真剣に、危険だからやっていると思うんです。間違いなくその辺はしっかりやっていると思うんです。ですから、そういう違法的にやる時代ではないと私は認識しているんです。

となってきましたと、今、安定型処分場に捨ててはだめなもの、処理してはいけないものが管理型に行っているなんてことは普通では考えられないと私は思うんです。ということは、このまま行きますと安定型もごみが足りません。廃棄物が足りません。もう1つは、安定型に行っているものが全部来ても基本的には足りないんですが、安定型は安定型として処理されるものですから、管理型処分場のごみしかないことになります。

夕べも事業団のホームページを見てまして、知事の答弁書だとか議事録だとか、いっぱい書いてあります。その中で、今まで答弁されていた、「1,800万円の黒字です。ごみの量はこれです。単価は決して高くありません。安いです」。そうしたら、知事に対する質問書の中では、「赤字を出すとその赤字の補てんは県民が支払うのではないか」。それに対する知事の答弁は、「赤字にはなりません。利益が上がります。1,800万円の利益です」と

書いてあるんです。でも、計算が成り立たないんです。この点について、私の計算ミスなのか、認識不足なのか、無知蒙昧なのかわかりませんが、この辺はいかがでしょうか。

橘田環境整備課長 69社の聞き取りの状況から、料金には幅があること。それから明野で、今、概算収支の計画は受け入れを見込んでいないものも、ある程度、一定量の搬入が見込めるのではないかと状況がわかってきたところでございます。

そうはいいまして、事業団のほうでもいろいろ営業活動をやっていますから、さらに努力をしながらやっていくということと、料金の状況につきましても、実際の状況等も踏まえて、委員、御指摘のように、このままの高いものであれば逃げられてしまうということもございますので、営業開始後の契約の状況などを見まして、品目によっては料金の見直しの検討が必要になるのではないかと考えております。

白壁委員

商売の感覚で言いますと、先行受注というのがあります。先の仕事を今、受注して、手持ちでどのぐらいの、例えば工作機械をここの半期の9月までに何基持っているかとやるんです。きょうなくて、今、あしたの仕事をやって、あさっての仕事がありませんというのは、企業的に言うとナンセンスなんです。

ということは、調査した69社以外のところというのは、私から言うと中間処理業者ではないので、どこかの解体屋さんに、入れてくださいと言っても、その解体屋さんが、「いや、実は運搬処理業者にお任せしてあります」。その運搬処理業者に行ったら、「いや、中間処理業者は決まっています。そちらに行ってください」という話になるんです。そちらに行きましたら、「いや、うちはこの単価では、とても明野に入れられません。だから、今までどおり北九州のここへ持っていきます。福岡のあそこへ持っていきます。四国のなんとかに持っていきます」という話になりますと、そこから先に行かないんです。

本来からすると、100%とは言いません。その中の数%、確率はあるかもしれない。しかし、今、69社の中で、もしくは70社の中で、もしくはプラス20幾つを足した90幾つの中で、リサイクルも入れた、こういうところの中でわかっているのであれば、今、営業活動をしてはまだ遅いぐらいだと思うんです。5月ですよ。ですから、これで営業、調査しました、オープンしてから単価をまたいろいろ調査しながら業者にお願いをしたりしますというのは、ちょっとナンセンスではないかと思えます。

深沢委員

今話を聞いていて、5月から営業活動を始めますということでしょう。だけど、どこの企業でも、オープンする前には収支が確実視されていて会社を始めるんです。私は今、聞いて驚いた。このデータはどこでだれがとったんですか。

橘田環境整備課長

環境整備事業団が、営業活動の中で69社から聞き取りをした状況をここへ置きまして、それから推計したものでございます。

深沢委員

だったら、後ろと相談しながらちょこちょこやってるけれども、このデータをとったところと話をしなければ、ほんとうの話は聞けないと思います。みんな、コピーをもらって我々に話をしているわけでしょう。そうではない

んですか。君たちが実際とったデータなら発言してもらっても信憑性があるかもしれないけれども、事業団でとったデータだったら事業団の人と話しをしなければ、君たちはただの受け売りにすぎないじゃない。話を聞くと、責任ある答弁に責任持てませんというのは当たり前のことなんです。コピーをもらってここで説明しているだけなんだから。だったら、責任ある回答を言える人と我々は議論したいと思いますが、皆さん、いかがですか。

山下委員長

今、深沢委員から、事業団の方にお越しいただいてお話を伺いたいというご提案がございましたものですから、大変申しわけございませんけれども、暫時休憩させていただきまして、委員の方々、大変申しわけございませんけれども、議長応接室へご移動いただきまして、執行部については申しわけございませんけれども、しばらくここで待機をしていただきたいと思います。

(休 憩)

動議

山下委員長

会議を再開いたします。
深沢委員の動議を直ちに議題といたします。お諮りいたします。本動議のとおり、参考人を招致することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

山下委員長

異議なしと認めます。
よって参考人の出席要求につきましては、お諮りしたとおり決定いたしました。
重ねてお諮りいたします。ただいま決定されました参考人の出席要求につきましては、その人選及び開催日時を委員長に委任願います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

山下委員長

異議なしと認めます。
それでは、参考人は環境整備事業団の風間理事長と山本副理事長とし、参考人招致の日時につきましては追って通知させていただきますので、全員の御参加をお願いいたします。
なお、明野処分場に関する質疑は、参考人を招致後に再度、委員会を開き、行うことといたします。
それでは、所管事項の事務の審査を継続いたします。

所管事項

(雇用の創出について)

樋口委員

雇用のことで伺います。森林環境部関係で、20年度、あるいは新年度の雇用の創出について伺いたいんですけれども、まず5,700万円の事業費で今年度の雇用創出を、労政雇用課等々が割り振ったと思いますけれども、森林環境部関係ではどういう人数で、どういう職種の雇用創出か、まず20年度について教えてください。

宮島森林環境総務課長

雇用のことについてお尋ねであります。まず年末年始における離職者等の緊急雇用・居住安定確保対策につきましては、森林総研に1名でございます。このたびの補正で、ふるさと基金と緊急雇用対策の基金が成立しました。緊急雇用創出事業につきましては、午前中の課別説明書の説明の中で、緊急雇用創出事業臨時特例交付金充当事業という名前で幾つか出てきましたけれども、当部におきましては6事業で、70名の雇用を予定しております。

次にふるさと雇用再生特別交付金につきましては、これは1年以上の雇用でありますけれども、今、オール県庁で整理中ですので、人数についてはまだ出ておりません。

樋口委員

質問以上のことを言っていただいておりますが、頭の切りかえが必要かなと思います。

今、1年以上の雇用については、メニューを検討中ということでもありますけれども、その前の70人ですか。8名と62名の70名については6カ月未満の雇用ということでもありますけれども、その主な内容について、午前中の予算の審議の中で少し森林整備、あるいは路面整備とかいったところで話がありました。主なところについて、もしお話しいただければお願いしたいと思います。

深沢治山林道課長

治山林道課で所管しておりますものについて御説明申し上げます。

午前中にもお話ししましたが、私どもの課では2つの事業をやっておりますが、1つ目、林道の周辺環境整備事業。これは観光地周辺の林道の環境整備を行うものでございまして、委託先は森林組合、林業事業体を考えております。委員、御案内のように、6カ月未満の雇用でございますけれども、新規雇用人数は10名を予定しております、事業費は1,900余万円でございます。

時田廃棄物不法投棄対策室長

午前中に説明をさせていただきましたが、廃棄物不法投棄対策室としましては、緊急雇用創出事業として、休日・夜間の監視・パトロールに交付金を充当しております。年間470回で10名を予定しております。

杉村県有林課長

県有林課ですけれども、朝、お話ししましたように、森林GISデータ整備事業で5名、約620万円ほどの予定をしております。

岩下森林整備課長

森林整備課では、6カ月未満の緊急雇用といたしまして、マツクイムシにやられて既に枯れた木が風等で倒れる危険性がありますので、これを除去する作業に6名の雇用を予定しております。

樋口委員

20年度の1人はやはり緊急ということで、あまり専門性を持ったものではない事務処理の事業だと理解をしておりますけれども、今言った70名、80名の方々については、それぞれの事業にあまりお金がなかったからできなかったけれども、今回、お金がこういうことでつけられたということで、少しかゆいところに手が届くと言いますか、そういった事業がかなり見受けられると思います。

そこで先ほど総務課長がおっしゃられた1年以上の雇用については、これ

からメニューを決めるということで、地域基金事業協議会ですか。そういう名前のものをつくって発足をするらしいですけれども、ピンチをチャンスにということもよく言われますけれども、林業の雇用も非常に厳しいので、この際、林業の振興につながるようなメニューといいますか、雇用といいますか、仕事に対するマッチングをすることが非常に重要なかなと思います。これからのことでありますけれども、委員会が経営者協会、労働団体、市町村、あるいは県と一緒にメニューをつくるということでもありますけれども、森林環境部として、こういった議論はもうされているのでしょうか。

前後しましたけれども、先ほどの70名ほどの雇用についての募集や案内はもう既に始まっているのか、どういうルートで始まっているのか。この2つについて教えてください。

宮島森林環境総務課長

まず初めの森林環境部としての協議会でございますけれども、今後の継続が見込まれる事業を協議会で選定して、その実施企業が地域の求職者等を雇い入れた場合に費用を支給する。協議会に対してのアプローチは部としてはしておりません。そうはいても、この際ですから、部としても、雇用は重要ですから事業を考えてくださいという球は各課へ出しております。

ちなみに、ルートですけれども、県からハローワークへ情報が入りまして、ハローワークがそこへマッチングをさせるというルートだと承知しております。

樋口委員

まだ投げかけていないということであれば、森林環境部の案をつくって1年以上の雇用をつくろうとしているわけですから、そこに力を注いでいただきたいと思います。

また違う話だと思いますが、2日の山日に、17名前後の採用を予定しているところに、ことしは約4倍に当たる165名が詰めかけた、森林組合などが設けた各ブースの前には順番待ちの列ができたとありますけれども、林業労働センターと今回の事業とは別だと思いますが、これは毎年やっていることなのか、あるいはこういった事業なのか、ご説明いただければと思います。

馬場林業振興課長

3月2日の山日新聞の件でございますけれども、山梨県林業労働センターが実施しております委託募集という形で労働局と連携をとって、職業の紹介を毎年、年に1回、この時期にやっているものでございます。

これは平成9年度から毎年やっているものでございまして、ことしにつきましては、最終的にブースが開かれたところが10事業体で15名募集というところに165名の方がいらっしまったということで、各ブースともかなり盛況だったと聞いております。

ちなみに昨年度は、同じく10事業体で16名の募集のところ37名が参加ということでございますので、参加者は去年に比べて約4倍という状況でございます。

参加者の内訳といたしましては、県内の方が113名で、県外からも52名の方がみえたということで、また年齢的にも幅広い層から参加があったということでございます。

樋口委員

山梨県林業労働センターというのはどういうところでしょうか。

馬場林業振興課長 林業労働センターは林業公社の下部機関ということで設置をされておりました。こういう委託募集のほか、林業労働に関する研修、事業体への経営指導、就業環境の指導などの業務、県からの基金を通しての委託事業、厚生労働省の委託事業等々を行っている団体でございます。

樋口委員 昨年も16名募集のところ30数名ということで、倍の希望者が応募したということでありまして、ことしは約4倍ということで、昨年やその前の雇用の状況などについて県のほうでも把握をされているんですか。

馬場林業振興課長 林業労働センターから結果について聞き取りを行っております。ちなみに去年は16名の募集に37名の参加がございまして、最終的に採用に至ったのが8名と聞いております。その前の年につきましては、13名の募集に38名の参加で、採用に至った者については3名ということで、林業労働はかなりきつい作業でございますし、給料的にもなかなかというところがあるので、募集に参加してもらえたからすぐ実雇用に結びつくという状況ではないと聞いております。

樋口委員 やはり専門性と仕事がきついということがあるということですね。
前段に質問しました緊急雇用をつくる事業と林業労働センターの今回の募集をかみ合わせることはできないんですか。

馬場林業振興課長 緊急雇用の事業につきましては、やはりハローワークということもございまして、あるいはなかなか研修の体制ができない部分もありますので、そういういわゆる素人さんでもできるような作業が中心だと思っております。ただ、本格的に就職をして取り組むことになると、林業は機械の操作、安全など、さまざまな技術を身につけていかなければならないと考えておりますので、直接、ハローワークに出した人を採用ということは難しいと思っておりますけれども、やはりそういうことで山で経験を積んでいただくことはございますので、そういう方を今後どうしていくかは林業労働センターとも話しながら、うまく雇用に結びつけていければとは考えておりますけれども、直接的に今のところ何ということではありません。

樋口委員 わかりました。いずれにしましても、それぞれの事業が、この御時世にうまく事業展開できることを祈ります。お願いします。これからもまた時々、そういったところも質問させてもらいたいと思います。

(森林保全等を目的とした新税について)

次に、これも午前中ありましたけれども、森林保全等を目的とした新税に関することについて伺います。知事も以前よりもかなり積極的な発言で、創造会議の提言を受けて検討委員会を設置し、その議論にゆだねたいと今回の議会の冒頭、御発言されていると思います。

そこで、知事は検討委員会をということでありましたが、先ほど、部長のほうでは、さらに突っ込んで、県民アンケートや意見交換会ということをやられましたけれども、検討委員会も含めて、新年度、どのようなスケジュールをお考えなんでしょうか。

宮島森林環境総務課長

検討委員会でございますけれども、4月から立ち上げまして、9月ぐらい

には検討委員会の結論を出していただきたいと思います。導入するにしろ、導入しないにしろ、導入する場合には条例がありますから12月に条例を出したいと思います。それに合わせまして、4つの林務環境事務所がありますので、4カ所で県民との意見交換会をしたいと思っています。アンケートにつきましては、2,000人規模でアンケートをして、イエス、ノーを聞きたいと考えております。

樋口委員

環境やまなし創造会議の提言を読ませていただきました。最後に今、言われたことが出ているんですが、具体的な検討を行う中で幅広い議論が活発に交わされ、このことによって森林や環境に対する県民理解の促進や、豊かな森づくり等の活動が県民全体で進められるような機運の熟成が図られることを期待するとあります。

12月議会でも、あるいは折に触れて私どもの会派でも、条例をつくる、あるいは実行計画をつくることよりも、つくることを県民に知らせることで温暖化防止、温暖化対策の県民の意識が高まることのほうが大事だという趣旨の質問や発言をしてきておりました。そういった意味で、きょう、冒頭、部長から、あるいは課長から県民アンケートや意見交換会、少し例えが違いますけれども、病院のことでやったようなイメージがあるんですけども、あのようなことをやるのは、税をどうするかということについて非常に大事だと思いますから、ぜひ今のスケジュールどおりにやって、広く県民と意見交換をしていただきたいと思います。

知事のほうで川下の県を巻き込んで一緒に議論を進めたいとよく言われていますけれども、川下といえますとやはり東京、神奈川、静岡、その3つと理解してよろしいですか。

宮島森林環境総務課長

川下だと思います。静岡はちょっと外れていると思いますけれども、東京については小菅・丹波に都営の森を持ってやっております。問題はやはり神奈川だろうと思います。神奈川の水系の60%は桂川・相模川ですから、そういう面で、神奈川が一番の目的です。

樋口委員

今言った丹波・小菅と東京都、あるいは横浜と道志村はもう既にいろいろな取り組みをされたり、要望におこたえいただいたりしておりますけれども、県として、今、こういう話になってきましたけれども、これまで一緒にテーブルにつくとか、そういう議題を話すとかいったことが今年度はあったんでしょうか。もちろん新年度はそういうこともやるんでしょうか。

宮島森林環境総務課長

実は桂川・相模川流域を水系とします神奈川県と連絡協議会を設置しております。平成19年5月に設置しまして、19年度、2回やりました。本年度は1回やりまして、3月の末にあと1回、協議会をする予定であります。

樋口委員

神奈川とメーンで話しをしているということですがけれども、今、少しお話がありましたけれども、依存度がどのぐらいなのか。東京はどのぐらい山梨の水に頼られているのか、神奈川はどのぐらいというのがもしわかりましたらお願いします。

宮島森林環境総務課長

依存度という話でございます。まず神奈川県で言いますと、神奈川県の上水道の約6割は相模川水系を水源としております。その流域面積の約8割は本県の土地であります。

東京でございますが、東京の場合は、利根川・荒川水系が約80%、多摩川水系は約20%でございます。

樋口委員

こういう時期ですから、県民の皆さんに新しい負担を強いるには一番難しい時期だと思っておりますが、御承知のように、うちをはじめそれぞれ議員からの提言というか、質問もあるわけでありまして、30都道府県が既に進めているということと、逆に県のほうも厳しいわけでありまして、そういった議論がほんとうにフラットに進むような議論をしてほしいのと、やはり川下県の方々と議論をよくしていただきながら、それを県民に見える形にさせていただきたいと思っておりますけれども、それについてはいかがでしょうか。

宮島森林環境総務課長

実は神奈川県とは協議会を設けて去年、2回やったと。実は神奈川県が、かながわ水源環境保全・再生施策大綱をつくっております、19年度から20年間の大綱です。その中で、5年ごとに事業を実施していくと。それが、かながわ水源環境保全・再生実行5カ年計画でありまして、19年度から23年度の5カ年であります。実はこの計画の中で、19年、20年で桂川・相模川流域の生活排水対策の管理状況調査、私有林の現況調査を全額神奈川県の負担でやっております。事業そのものは24年度からの5年間ということですから、その辺で負担をどのように求めていくか。既にもう調査そのものは全額神奈川県の負担でやっている状況があります。

樋口委員

課長のお答えの中に「実は」という言葉がいっぱいありましたから、ぜひ県民に情報公開といいますか、時期があったんでしょうけれども、そのことを情報提供をしていただきたいと思います。もちろん、神奈川県と直接、交流のある市町村はよくそちらの情報があると思いますけれども、大きな課題といいますか、検討委員会や県民との意見交換、アンケートということでもありますから、そういった情報も提供していただく中で進むようお願いをしたいと思います。

(環境家計簿について)

私からもう1点だけお願いします。環境家計簿をもう既に私のうちにはいただいておりますけれども、どういう配布方法をしてるんですか。

渡邊環境創造課長

このような環境家計簿を各市町村の自治会を通じて、自治会の配布物と一緒に配布をさせていただいております、どういう日程で配るかによって若干、市町村によって前後がありますけれども、甲府でありましたら、もう先週末から今週にかけてお手元に届いているのではないかと思います。

必要でしたら、今、部数は御用意させていただいておりますので配付をさせていただきますが。

山下委員長

よろしいですか。今、資料を配付してくれるというんですけれども、いいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

樋口委員 先ほどの小学生のいる家庭に配るといのはどうなっていますか。

渡邊環境創造課長 先ほど21年度予算のところでお説明させていただきました。来年度、配る環境家計簿の話でありまして、今年度は県内全戸配布をするということで、来年度はまた全戸という形ではなく、小学生のいる御家庭の中で、親子で一緒に取り組んでいただけるような形で環境家計簿を配布したいと思っております。午前中、説明させていただいたのは来年度の話でございます。

樋口委員 わかりました。先ほど創造会議の話をしていただきましたけれども、自治会を通じて配るのはもちろん一番確実で、一番安上がりで、一番参加意識が共有できるからいいと思うんですが、環境創造会議に出ている委員の方々の出身母体といいますか、NPO、消費生協、あるいは業界の団体といったところを通じて、例えば消費生協を通じて家庭の奥さんたちに配るということをすると、それぞれが非常に責任をお持ちいただいたり、まさに地球温暖化対策の実行計画を実行しているんだということが実感できると思いますけれども、自治会からポンと来るとか、新聞に入っていたということよりも、そういう団体を通じてやることも非常に僕は有意義だと思うんです。その辺はいかがでしょう。

渡邊環境創造課長 今回、環境家計簿を作成するに当たりまして、今、樋口委員がおっしゃったようなことは、私どもとしても重要であると認識しております。環境家計簿を作成するに当たりまして、いろいろな団体の方ですとか、消費者団体とか、女性団体の方ですとか、県内でも地域によって温暖化の地域協議会を設けているところがございますので、そういった活動が盛んな地域協議会の方に意見を聞き、そういった意見を取り入れて今回の家計簿をつくらせていただいております。

各御家庭に配布をして、実際、取り組んでいただくに当たりまして、そういったところをお願いをして、あるいは消費生活協同組合のようなところにも事前にお声をかけさせていただきまして、できるだけ多くの方に取り組んでいただけるように協力もお願いしているところでございます。

実際に取り組んでいただきまして、これをいろいろ書くところがございます。これを回収してデータを分析して、いろいろな対策、施策に生かしていくことも大変重要だということもかんがみまして、そういった家計簿をつくるに当たって意見をお伺いした団体の方にも事前に御協力をお願いして、実際につくるだけではなくて回収にもご協力をしてくださいとお願いしているところでございます。そういったルートも通じて環境家計簿の御協力をお願いしているところであります。

樋口委員 終わりますけれども、県民も実施主体ですから、ぜひ有効に伝わるようにしていただいて、有効に返事がもらえるようにぜひお願いします。せっかく20年度は条例もつくり、実行計画も21年度早々に披露という、お知らせになるわけですから、ぜひ有効に活用いただけますことをお願いして終わります。

(新たな環境マネジメントシステムについて)

仁ノ平委員 午前中にやるべきだったのかもしれませんが、新たな環境マネジメントシステムを導入するというので、二、三伺いたいと思います。ISOにかわ

る県独自のシステムで、全庁で実施するとのことですが、どういうことが御説明いただきたいと思います。

渡邊環境創造課長　今まで、県のほうで平成15年にISOを取得いたしまして運用してまいりましたけれども、この新しい環境マネジメントシステムと申しますのは、ISOも環境マネジメントシステムの一つでございますけれども、県だけではなくて、いろいろな事業主体が事業活動や仕事を行っていくときに、どうやって環境に関する負荷をできるだけ抑えて事業を行っていくか、そのための仕組みでございます。いろいろな資源をできるだけ節約して使うとか、省資源、省エネにも取り組んでいくためのそういうシステムの1つでございます。今回はISOにかわる新しい仕組みを県として導入しようというものでございます。

仁ノ平委員　この場合、全庁というのは出先とか県立高校、病院など、それらを全部、包含するものなんでしょうか。

渡邊環境創造課長　今まで、ISOは本庁と北巨摩合同庁舎だけが対象でございましたけれども、今回、構築しますマネジメントシステムは、県のすべての出先機関、今、委員がおっしゃったようなところをすべて含めて対象とするものでございます。

仁ノ平委員　平成15年、ISOの導入に当たってはほんとうに華々しかったというか、大きな話題になったんですが、今回、あまりこれが話題になっていないのが残念に思うんですけれども、ISOがあれだけ騒がれて、歓迎されて、導入されて、それにかわるものと聞いているんですが、なぜここで変わるのか、ご説明をお願いします。

渡邊環境創造課長　幾つか理由がございますけれども、まず1つは、今回、今年度、温暖化対策条例をつくり、温暖化対策の実行計画も策定しているところでございますけれども、県としても一事業者として温暖化対策に力を入れて取り組んでいかなければならず、省エネ法という法律がございますして、平成22年度からエネルギーをたくさん使う事業所等はエネルギーの管理をやりなさい、エネルギーを節約しなさいということで、法律上、そういう義務が課せられています。

県の場合は、本庁舎と県立中央病院が省エネ法の対象になっていましてエネルギー管理をやっているわけですが、平成22年度からは事業者単位で義務がかかるということで、県の場合は本庁舎と病院だけではなく、県庁全体が省エネ法の対象になるということで、県庁全体でエネルギー管理を進めていかなければならないということです。

それと、ISOをこれまで5年間、運用してまいりまして、今、取り組みの意識、環境に対する意識も定着してきたということがございますので、そういった理由から、新しい、ISOの仕組みを導入した、またさらに効率的な仕組みを県庁全体で構築することによって、省エネ・省資源の取り組みを進めていこうというものです。

仁ノ平委員　繰り返しになるかもしれないんですが、ISOにかわるものになるわけですよ。後退するのではないかという懸念もあるんですが、今のお話を伺っていると、逆にISOを踏まえてステップアップという御答弁だったんです

が、その辺、どうお考えでしょうか。

渡邊環境創造課長 県庁全体でエネルギー管理を含む環境マネジメントの仕組みを評価していくということを考えたときに、3つ方法があるだろうと考えます。1つは今の仕組みのまま行く方法。ただ、やはり取り組みを強化していかなければならないということで、それはだめ。2つ目は、ISOを本庁と北巨摩合同庁舎だけではなくて全庁に拡大する方法もありますが、この場合、1つは非常にお金がかかる。県の出先で新たにISOの対象になることの認証をまず受けなければならない、毎年度、審査を受けなければならない、3年に1回、更新を受けなければならないということで、かなり予算的な負担も大きくなる。加えて、ISOの対象になりますと、ISOの規格に適合しているかどうかのための書類の作成といった事務負担もかなり大きくなるということで、ISOを全庁に拡大するのではなくて、第3の方法として県独自の新しいシステムをつくらうと考えまして、今回の新しいシステムをつくるわけです。

ISOをただ単にやめて全庁にということではなく、ISOのいい部分を残して、具体的には中で職員が取り組みをして、中で職員がチェックをするというだけではなくて、外部の目をきちんと入れて、第三者的な目できちんと評価をしていただくことがやはり重要だろうと考えておりますので、そういうISO的なPDCAサイクルもきちんと、そのチェックの部分を残して、県庁全体でそういう外部審査をきちんと入れて、取り組んでいける仕組みを今回導入する予定ですので、ISOと同等の効果といえますでしょうか、より少ない予算で同じだけの効果が得られる仕組みをつくりたいと考えています。

仁ノ平委員 大体理解いたしました。議会等もその中に入ることでしょうし、取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひシステム構築の後は我々にも御説明いただければと思います。ぜひこれがステップアップになるよう、よろしく願いいたします。

(狩猟にかかわる林道の使用許可について)

鈴木委員 1点だけ。去年、質問をいたしました猟友会等による林道の使用許可について、もう3月になったわけなんですけど、その辺の現状をお話をいただけますか。

深沢治山林道課長 狩猟にかかわる林道の使用許可でございますけれども、委員、御案内のように、20年11月に全県統一して、狩猟にかかわる林道の使用許可の取り扱いについてという通知を出したところでございます。基本的には申請者につきましては市町村長。旧来ですと地元猟友会とか支部という単位でやっておりましたが、管理捕獲をするのは市町村であるということで、管理計画に基づきまして、市町村長が定めた捕獲期間に限って市町村長が申請してくださいということにしております。

今のところ、詳細については把握しておりませんが、苦情その他が来ておりませんので、この通知に基づいた措置がなされておまして、猟友会の皆さんにも林道を使っていたいただいていると認識しております。

鈴木委員 ことし、雪が余り降りませんでした。降らなかったにしても、多分、林道閉鎖という期間があったと思うんですが、いつもの年とどうですか。同じかどうなのか。

深沢治山林道課長 委員、御指摘のように、ことしは積雪が非常に少ない時期でございましたけれども、落石等につきましては例年のとおりありますので、通常どおり閉鎖をしております。その落石等によつての事故についてはまだ報告がございません。

鈴木委員 これも当初の予算のところでは聞けばよかったです、2,600万円ちょっとあります。要はシカはそういう時期になると、上に登ってしまう。捕獲する場合についても、その期間中に、猟友会が率先して行くのはなかなか難しいものがある、例えば県がそういうことをするとすれば、この期間中も管理捕獲を委託するわけですか。

望月みどり自然課長 今回、お願いしています県直営での管理捕獲につきましては年間通じての捕獲を考えております。

鈴木委員 先ほど言われたように市町村へ通達はしていると思うんですが、肝心の猟友会にもそういう通達みたいなものは行っているわけですか。

深沢治山林道課長 林道使用許可につきましては、猟友会の事務局にもこちらから通知がしてございます。

山下委員長 以上で明野処分場を除く所管事項の審査を終了いたします。
この際、申し上げます。先ほど決定しました参考人招致につきましては、来週の10日、午前10時に開催することといたしますので、よろしく願いいたします。

その他 ・明3月6日午前10時に委員会を開き、県土整備部関係の審査を行うこととした。

以上

土木森林環境委員長 山下 政樹